

東京都北区組織規程の一部を改正する規則を公布する。

令和三年一月十五日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第一号

東京都北区組織規程の一部を改正する規則

東京都北区組織規程（昭和五十年四月東京都北区規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第十二条の三保健予防課の項中

「課務担当主査

- 一 予防接種に関すること。」を

「課務担当主査

- 一 予防接種に関すること（他に規定するものを除く。）。

に改める。

課務担当主査

- 一 新型コロナウイルスワクチンの接種に関すること。」

付 則

この規則は、令和三年一月十九日から施行する。

東京都北区立特別養護老人ホーム条例付則第二項に規定する規則で定める日等を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年一月二十一日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第二号

東京都北区立特別養護老人ホーム条例付則第二項に規定する規則で定める日等を定める規則の一部を改正する規則

東京都北区立特別養護老人ホーム条例付則第二項に規定する規則で定める日等を定める規則（令和二年十一月東京都北区規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

本則中「令和三年一月三十一日」を「令和三年九月三十日」に改め、「百四十七名及び十三名」の下に「（令和三年二月一日から同年九月三十日までの間は、百五十五名及び五名）」を加える。

付 則

この規則は、令和三年二月一日から施行する